

日立市監査基準

本市における行政監査の効率性及び事務執行の適格性を確保し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼の確保に資するため、法令等に基づき監査委員が行う監査等のうち監査委員が主体的に実施する監査等の基本的な事項となる日立市監査基準をここに定める。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 日立市監査基準（以下「監査基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、監査委員が定めるものである。

2 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準に従うものとする。

(監査等の目的)

第2条 監査等は、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。

3 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の種類)

第3条 監査基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該

各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (5) 例月現金出納検査 会計管理者及び公営企業管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

2 前項に定めるもののほか、法令の規定による監査等は、法令の規定に基づき、かつ、監査基準の趣旨を鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ監査基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うものとする。

(質の管理)

第5条 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有するために、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

(調書等の作成及び保存)

第6条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を調書等として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(リスクの識別と対応)

第7条 監査委員は、行政運営における組織目的の達成を阻害する要因(以下「リスク」という。)を識別し、その内容及び程度を検討した上で効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

(監査計画)

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、社会情勢、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、年度ごとに監査計画を策定するものとする。

2 監査計画には、実施方針、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した第1項に規定するリスク等に状況に変化が生じた場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(実施計画)

第9条 監査委員は、監査計画に基づき実施すべき監査等について、その方法を定めた実施計画を策定し実施するものとする。

2 実施計画を策定する際には、対象課所や団体等の通常業務に支障がないよう実施時期や期間、監査手続等に十分配慮するものとする。

(監査等の証拠入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を得るため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告書の作成及び提出)

第12条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告書を作成し、議会及び市長等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告書に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告書を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査を終了したときは、当該審査に係る意見を市長に提出するものとする。

5 監査委員は、監査等の結果に関する報告書の公表に当たっては、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告書への記載事項)

第13条 監査等の結果に関する報告書には、監査基準に準拠している旨や監査等の種類のほか、次に掲げる事項及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の対象
- (2) 監査等の着眼点
- (3) 監査等の実施内容
- (4) 監査等の結果

2 前項第4号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、正確であること。

(5) 例月現金出納検査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者及び公営企業管理者の現金の出納が正確に行われていること。

(6) 基金運用審査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 第1項第4号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合には、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じ、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第14条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議

によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率審査及び資金不足審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、公表するものとする。

（公表）

第15条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連署で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の公表等）

第16条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年監査委告示第 2—1 号)

改正後の日立市監査基準の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。